

# 自動車賃貸借仕様書

- 1 件 名  
自動車賃貸借（一般車両）
- 2 納車場所  
草加市栄町二丁目1番32号ストーク草加弐番館1階  
本部事務局
- 3 納車期限  
平成29年4月26日
- 4 契約期間  
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで
- 5 車種等
  - (1) 種別 小型自動車（箱型）
  - (2) 排気量 1,300CC程度
  - (3) 5人乗り
  - (4) 月平均走行距離 500km
- 6 台数  
1台
- 7 支払方法  
上記賃貸借期間による均等払い
- 8 リース料内訳
  - ・車体価格
  - ・登録費用
  - ・自動車税（リース期間の全額）
  - ・自動車重量税（リース期間の全額）
  - ・自動車損害賠償責任保険（リース期間の全額）
  - ・施設名ステッカー作成及び取り付け費用
  - ・メンテナンスサービス

期間中の車検・法定定期点検  
エンジンオイル交換（12か月毎）  
点検時の油脂類・消耗品の交換  
タイヤ交換（消耗等による必要時）  
バッテリー交換（消耗等による必要時）

## 9 オプション

- ・ETC 車載器
- ・ETC セットアップ
- ・ナビゲーションシステム
- ・サイドバイザー
- ・フロアマット
- ・バックモニター
- ・文字マーキングステッカー

## 10 施設名ステッカー（別添写真を参照。）

両側、車体側面及びバックドアに緑文字（草加市の基準色 DIC174又は7.8G58/12.9※同色が無い場合はそれに近い色）ステッカーで  
「社会福祉法人（1行目）  
草加市社会福祉事業団（2行目）」

## 11 その他

- (1) ボディーカラーに関しては、業者決定後提示金額内で指名。
- (2) 車検時、法定・一般点検の代車及び車両の引取りを行うこと。
- (3) リース期間満了時の残存価格の精算はしないものとする。
- (4) 納車時は、ガソリンを満タンとすること。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項で、機能上当然必要なものは装備することとし、疑義、不明が生じた場合は、当事業団の指示に従うこと。

## 12 共通事項

- (1) 受託者は、受託業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、成果品等については事業団の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したり、又は提供してはならない。
- (3) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市環境マネジメントシステム

の取り組みに協力すること。

- (4) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市個人情報保護条例（平成 12 年条例第 31 号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (5) 草加市との協定に基づき、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成 19 年条例第 16 号）第 6 条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成 8 年告示第 155 号）第 9 条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
  - (ア) 受託者及び受託者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、事業団に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
  - (イ) 受託者は、事業団及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

### 13 問い合わせ先

草加市社会福祉事業団事務局総務係 担当：五十嵐

電話：048（930）0311

